

重要事項説明書
契約書
個人情報取扱同意書

(訪問介護事業所 しなのめのsora)

利用者: _____ 様

事業者: 株式会社 CID

訪問介護 重要事項説明書

様(以下「利用者」という。)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	株式会社CID
主たる事務所の所在地	〒920-0843 石川県金沢市森山二丁目3番14号
代表者	代表取締役 山島 知貴
設立年月日	令和6年7月8日
電話番号	076-204-7247
法人の実施する介護サービス事業	訪問介護(しののめのsora)

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	しののめのsora
サービスの種類	介護保険による訪問介護事業
事業所の所在地	〒920-0843 石川県金沢市森山二丁目3番14号
電話番号	076-204-7247
FAX番号	076-204-7248
事業所番号(指定年月日)	1770107611号(令和7年5月12日)
管理者の氏名	塩谷 友梨
営業日・営業時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 (土日祝日および12月30日～1月3日除く) (ただし、訪問介護員のご利用は上記時間以外も可能です。)
通常のサービス提供地域	金沢市全域
併設事業	無
第三者評価受審の有無	無

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等を提供する者と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、

調理、洗濯や掃除当の家事など、日常生活上の援助を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助、又は日常生活動作能力や意欲の向上のために共に行う自立支援のためのサービス、その他専門的知識・技術を持った援助を行います。 ・身体に直接接触して行う介助 例) 起床介助、就寝介助、排せつ介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院外出援助など ・自立支援のための見守りの援助 利用者と一緒に手助けしながら行う調理 入浴、更衣等の見守り ベッドの出入り時など自立をうながすための声掛け 移動時、転倒しないよう側について歩く 車いすでの移動介助 洗濯物を一緒に干したりたたんだりする 一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行う
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理など

介護保険を利用できないサービス
〈身体介護〉 ・リハビリテーション ・マッサージ ・医行為 ・代筆、代読 ・利用者の安否確認、単なる見守り、話し相手 ・理美容 ・趣味嗜好のための外出介助、入院のための外出介助 〈生活援助〉 ・本人不在時のサービス ・利用者以外の家族等に係る援助 ・日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為 ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為 ・来客の対応や電話応対 ・商品の販売や農作業等の援助的な行為 ・預金の引き出し

5. 営業日時

事業所 営業日時	月曜日～金曜日(ただし12月30日～1月3日を除く) 8時30分～17時30分			
訪問介護サービス 提供時間帯	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
	○	○	○	○

6. 事業所の職員体制

・管理者 1名(常勤兼務)

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当事業所の従業員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行います。

・サービス提供責任者 1名(常勤専従)

サービス提供責任者は事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行います。

・訪問介護員等 常勤換算 2.5 以上(非常勤専従)

訪問介護員等は指定訪問介護の提供に当たります。

7. サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたってのご相談、お問い合わせ、ご要望等については「サービス提供責任者」にお気軽にご連絡ください。

サービス提供責任者の氏名	後藤 香代子
--------------	--------

8. サービス提供に関わるお願い

①贈答、もてなしの禁止

訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。(お心遣いには感謝しております。)

②訪問介護員等の個人情報

個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者様にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。

③体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

④地震、台風、大雪等の自然災害発生時において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただく場合があります。

⑤感染症の発生を予防または感染症のリスクを防ぐため、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋の使用をさせていただく場合があります。

⑥訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別の訪問介護員がお伺いする場合があります。

⑦下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただく場合がありますので、ご理解・ご了承ください。

◆暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要 など

◆セクシャルハラスメント

- ・訪問介護員等の体を触る、手を握る
- ・腰を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話や卑猥な言動をする など
- ◆その他
- ・訪問介護員等の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・付きまといやストーカー行為 など

9. 介護支援専門員との連携

サービスの提供にあたり、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。また、ご利用者がケアプランの変更を希望される場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡し、調整いたします。

10. 職員研修

訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 採用後 6 か月以内
- ・継続研修 年6回以上

11. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護サービス利用料

地域区分 7 級地 1 単位＝10. 21円

上記の地域区分単価および下記のサービス利用単位数、加算単位数は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面にてお知らせします。

訪問介護費(1 回につき)	単位数	金額(10 割)
イ 身体介護が中心である場合	163	1664 円
(1)所要時間 20 分未満		
(2)所要時間 20 分以上 30 分未満	244	2491 円
(3)所要時間 30 分以上 1 時間未満	387	3951 円
(4)所要時間1時間以上	567	5789 円
(4)に所要時間 1 時間から計算して 30 分を増すごとに	82	837 円
ロ 生活支援が中心である場合	179	1828 円
(1)所要時間 20 分以上 45 分未満の場合		
(2)所要時間 45 分以上	220	2246 円

身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合	65	664 円
--------------------------------------	----	-------

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	単位数	金額(10 割)
イ 緊急時訪問介護加算(1回につき)	100	1021 円
ロ 初回加算(1月につき)	200	2042 円
※ハ 介護職員等処遇改善加算Ⅱロ(1月につき)	所定単位数の 26.6% × 10.21	

※印の加算は区分支給限度基準額の算定対象からは除かれます。

昼間(8時～18時まで)以外の時間帯でサービスが開始される場合は、次の割合で利用料が割増になります。

サービス開始時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	6時～8時前	18時～22時前	22時～6時前
加算割合	25%	25%	50%

(2)キャンセル料等

ご利用者の都合でサービスを中止する場合は以下の基準でキャンセル料が発生します。

訪問前のキャンセル(電話連絡等)	無料
訪問後のキャンセル	支払予定額の全額

(3)訪問介護員が2名の場合

訪問介護員等が2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。ただし、訪問介護員の引継ぎ等により2名以上で訪問した場合は1名分の料金です。

(4)交通費

訪問介護員等が利用者様のお宅へ伺う際の交通費は無料です。通常のサービス提供実施地域以外に訪問する場合は、公共交通機関を利用した実費をご負担いただきます。また、自動車を利用した場合の交通費は片道分を1キロメートルあたり30円とします。また、買い物や通院介助等の交通費はご利用者様のご負担となります。

(5)その他の費用

ご利用者の自宅において、訪問介護員等がサービスを提供するために必要な水道、ガス、電気、電話等の費用は、ご利用者様のご負担となります。

(6)要介護認定前にサービスを利用した場合

要介護認定の申請日以降、要介護認定前でもサービスをご利用できます。ただし認定結果によって利用限度額を超えた場合は、その超えた分については実費(10割負担)となります。

(7) 支払方法

上記の料金(ご利用者様負担分の金額)は、1 か月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし	当月1日から末日までの合計額を翌月27日にご指定の金融機関の預金口座より自動引き落としによるお支払いとなります。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者様の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(続柄)	
	電話番号	

13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者様のご家族、担当の介護支援専門員及び金沢市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情やご相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 : 076-204-7247 苦情解決責任者 : 塩谷 友梨(管理者) 苦情受付担当者 : 後藤 香代子(サービス提供責任者) 虐待防止責任者 : 山島 知貴 面接場所 : 当事業所相談室
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情やご相談は、下記の気候にも申し立てることができます。

金沢市役所介護保険課	電話番号 : 076-220-2264 (月～金曜日、9時～17時45分、土日祝日除く)
国民健康保険団体連合会	電話番号 : 076-231-1110 (受付時間:9時～17時、土日祝日を除く)
石川県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 : 076-234-2556 (月～金曜日、9時～17時、土日祝日、年末年始除く)

令和 年 月 日

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項について説明を行い、交付しました。

事業者 住所 石川県金沢市森山二丁目3番14号
法人名 株式会社 CID
代表取締役 山島 知貴 ⑨

事業所 指定事業所名 しののめのsora
管理者 塩谷 友梨

説明者職・氏名

私は重要事項説明書により、事業者から重要事項について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

(利用者)

住所: _____

氏名: _____

(立会人または代理人)

住所: _____

氏名: _____

(利用者との関係)

指定訪問介護契約書

様(以下「利用者」という。)と株式会社 CID(以下「事業者」という。)は、事業者が利用者に対して行う指定訪問介護の利用等について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

① 訪問介護(別紙「重要事項説明書」)

(契約期間)

第2条 この契約の始期は、令和 年 月 日から効力を有するものとします。

2 この契約の終期は、要介護の認定(以下「要介護認定」といいます。)の有効期間満了日までとします。

3 第2項および前項に規定する契約期間満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文章または口頭による契約終了の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。

(訪問介護計画)

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)の内容に沿って、サービスの目標および目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。計画の作成にあたっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は「契約書別紙(兼重要事項説明書)」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員当に連絡するなど、必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

(利用料等の支払い)

第5条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、別紙「重要事項説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払い方法は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

3 利用者が、別紙「重要事項説明書」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者はこの変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者が正当な理由なく事業者に払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、1か月以上の猶予期間を設けた上で支払期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び金沢市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文章をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしないうとき

(2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間の予告期間をもって、

この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をし、事業者の再三の申し入れにも係らず改善に見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業(または送迎)の実施地域外に転居し、事業者においてサービス提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当地域の包括支援センター及び必要に応じて金沢市に連絡をとり、解約後も利用者の健康や生命に支障の無いように、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (5) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (6) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (7) 利用者が特定入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、または認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (8) 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- (9) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかに利用者または利用者の家族に対してその損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者賠償責任保険に加入します。
- 3 利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約期間中及び契約終了後においても、第三者に漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は理療者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくものの他、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及びサービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第13条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、別紙「重要事項説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族含む)は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧および複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

個人情報取扱同意書

利用者_____及び私の家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅介護サービスの提供
- (2) 居宅介護サービスの提供にあたって行う、利用者又はその代理人への確認連絡
- (3) 当該利用者のサービスの向上
- (4) 事業者の請求事務、事故等の報告
- (5) 居宅介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成

2. 使用する事業者の範囲

ケアマネジャー、介護保険サービス及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに地域の行政機関や民生委員などの関係機関(団体)の担当者(サービス提供に協力が必要な関係者に限る)

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう最新の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

5. 個人情報の利用目的の変更

次に記載される事項に該当する場合は、必要とされる情報を提供するとともに、利用目的の変更についてご連絡いたします。

ア. 法令に基づく場合

イ. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であり、事前に同意を得ることが困難な場合

ウ. 国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けたものが、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、ご利用者の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

令和 年 月 日

以下のとおり、指定訪問介護に関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

事業者は、サービス提供開始にあたり、上記のとおり契約内容及び個人情報取扱について説明を行い、交付しました。

事業者	住所	石川県金沢市森山二丁目3番14号
	法人名	株式会社 CID
		代表取締役 山島 知貴 ⑩

事業所	指定事業所名	しののめのsora
	管理者	塩谷 友梨

説明者職・氏名

私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。また、個人情報の使用について、個人情報取扱同意書を用いた説明を受け、これに同意し、交付を受けました。

(利用者)

住所: _____

氏名: _____

(家族)

住所: _____

氏名: _____

(立会人または代理人)

住所: _____

氏名: _____

(利用者との関係: _____)